

## 筑紫観世音寺の梵鐘

谷口, 鉄雄

波多江, 一俊

岡崎, 讓治

<https://doi.org/10.15017/2544123>

---

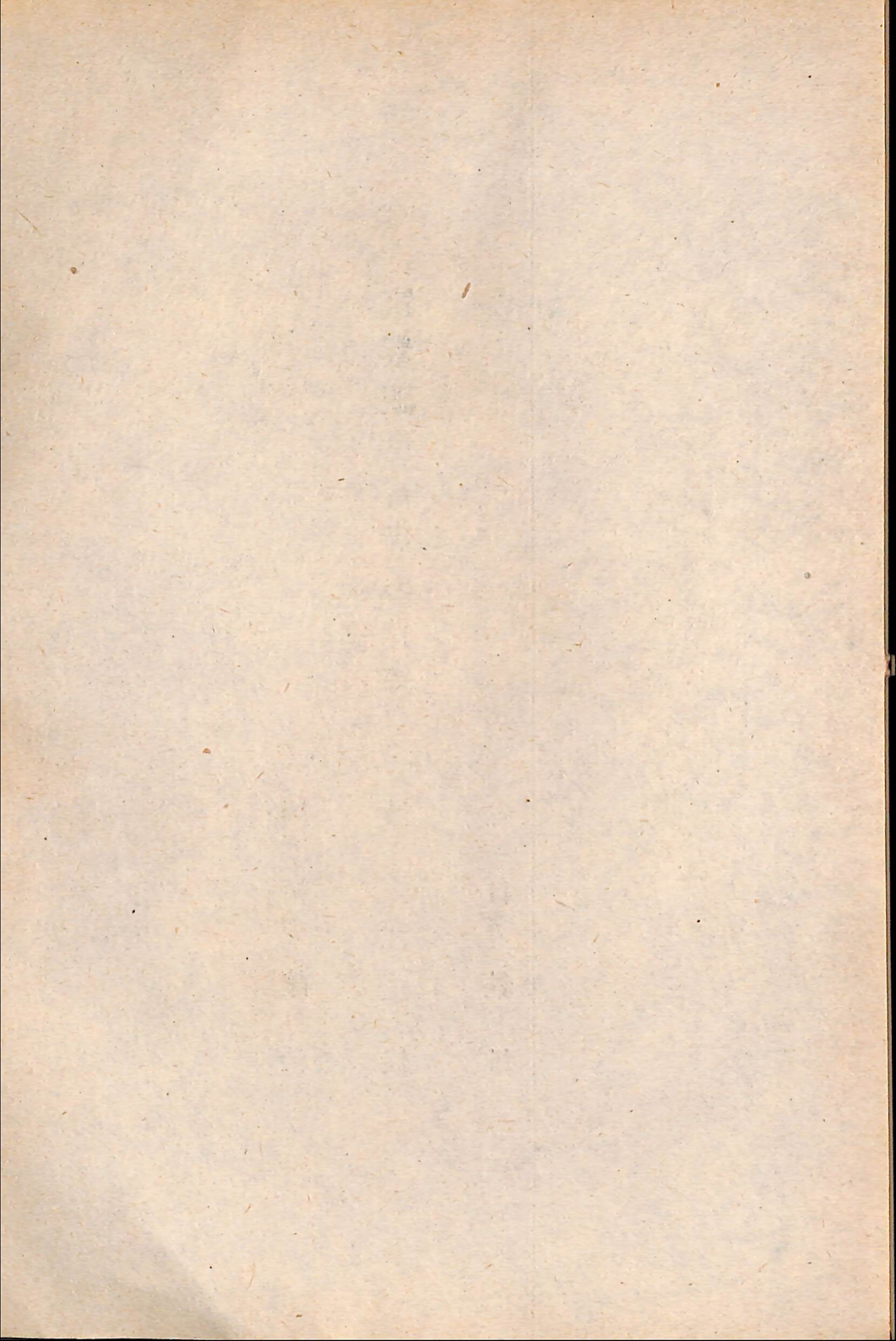
出版情報 : 哲學年報. 12, pp.133-166, 1952-01-25. 九州大学文学部  
バージョン :  
権利関係 :

筑紫觀世音寺の梵鐘

岡崎讓治

波多江一俊

谷口鉄雄



# 筑紫觀世音寺の梵鐘

岡崎 讓治

波多 江一俊

谷口 鉄雄

觀世音寺は天智天皇が、朝倉行宮に崩御された御母齊明天皇御追福のため建立を祈念せられた勅願寺であり、元明天皇の和銅二年（七〇九）勅して工を起さしめ、聖武天皇の天平十八年（七四六）漸く竣工し、七堂伽藍完備して、輪奐の美、西海を歴したのであるが、惜しくも康平、康治と重なる回祿によつて全く舊觀を失い、其後大宰府の衰頹とともに觀世音寺復興の機は與へられず荒廢に委ねられて江戸時代に及び、寛永にいたつて又大風の災があり、わづかに残された堂宇も顛倒するにいたつた。現存の堂宇は元祿元年（一六八八）國主黒田光之公大檀越となり、豪商天王寺屋浦氏一家施財主となつて再興せられたものであり、もとより昔日の景觀は求め難いが、伽藍荒廢した今日といへども、寺にはなほ二十餘點の重要文化財を保藏して、鎮西隨一の古刹たるの貫祿を示してゐる。

これら貴重な什寶については、すでに諸家によつて色々の形で調査紹介されてはゐるものの、まとまつた調査研究としては東京美術學校編纂の「觀世音寺大鏡」(昭和四一五年)があるのみで、當寺の什寶すべてについて詳細にわたる充實な調査は未だ行はれておらず、從來とかく研究に不便が感ぜられてゐたのである。しかるに今回、寺家の快諾もあり、文部省科學研究費の補助によつて當寺什寶の調査研究に當ることとなり、先づ佛像の部門から逐次撮影調査を進めて來たのであるが、はからずも昭和廿五年末か

ら廿六年初頭にかけて鐘樓移轉改築のことがあり、梵鐘が地上に降されるといふ好機に恵まれたために、それについて細部にわたる綿密な調査研究を行うことが出来たので、第一次報告として、當寺傳來什寶中最古のものである梵鐘の部を發表することとした。

我々の觀世音寺調査の目的は、本來全什寶の現状を能う限り精密に記述し、將來の研究の基礎として役立つ如き純粹な研究資料を提供することにあつたのであるが、しかし觀世音寺については、從來未だ眞に研究的な論文の發表されたものも尠いのであるから、單なる調査記述のみに終ることは、かへつてその目的に遠ざかるかと考へられるため、自づから我々の意見もこれに加へて發表することを立前とした。従つて本稿においても、この梵鐘についての從來の諸家の研究を綜合整理するとともに、二三の新見解をも加えて發表し、先學の批判を仰ぐこととした。

## 一 傳 歷

一般に寺家に傳はる梵鐘の中には、幾多の事情のもとに、本來の寺を離れて他寺に傳はるといふ事例が多いのであるが、この觀世音寺鐘に關してもまた同様の問題があるのである。即ち今觀世音寺に現存する梵鐘は、當寺草創の時から傳來した、觀世音寺本來のものであるか否かという問題である。これについては二つの點から疑問が提出せられた。

- 一、現存する梵鐘の法量は、延喜五年（九〇五）の觀世音寺資財帳に記載されてゐる梵鐘の法量と著しく相違する。
- 一、現存する梵鐘は、明治初年まで太宰府安樂寺にあつた。

第一の梵鐘の法量に關する疑問は伊東忠太博士によつて提出されたものであるが、延喜五年（九〇五）の觀世音寺資財帳に、  
(註二)  
(註一)

銅鐘一口 口徑 三尺五寸  
高 五尺四寸 厚 三寸

と記載されてゐる銅鐘の法量が、現存梵鐘の法量と著しく相違するといふ問題である。今これを表記してみれば次の如くなる。

	資財帳	實測値	差
高さ	五尺四寸	四尺一寸五分	一尺二寸五分
口徑	三尺五寸	二尺七寸八分	七寸二分
厚さ	三寸	二寸	一寸

(實測數値は伊東博士の測定による)

にこの様な大きな相違があるにもかかわらず、兩鐘の間に、各部位において、それぞれ一定の比例が存在することに着目されてこの問題を次の如く解釋された。即ち本邦の尺度には古來幾多の種類があるが、その一尺が今日の曲尺の八寸に充たないものは極めて稀であるから、當時筑紫においては特に八寸未滿の私尺を用いてゐたのではないか、從つて延喜資財帳記載の梵鐘はこの私尺をもつて測定せられたものであらう、といふのである。これはたしかに達見であり、ある意味ではこの問題はすでに解決せられたかれとも思はた。

ところがその後、足立康博士<sup>(註)</sup>は伊東博士の所説を今一步進めて、この資財帳記載の梵鐘丈量は、釋家の間に使用例を見ることの出来る「周尺」による測定の數値であることを明かにされた。即ち、釋家使用の尺度の多くは唐尺系統

若し現存の梵鐘が觀世音寺本來のものであるとすれば、兩者の間にたとへ僅少の差異はあるとしても、その數値は大體近似したものでなくてはならない。それが前表の如く顯著な相違を見せてゐるとすれば、兩者の差異は實測上の誤差として默過するにはあまりにも大きい。

伊東博士は現存梵鐘と資財帳記載の梵鐘との間

のものであるが、佛像や袈裟などの丈量に周尺を使用してゐる例は決して少なくなく、佛像については「周八丈」周五丈「周丈六」周半丈六「周等身」などという記述が古書に散見するところから、周尺の一種として唐尺の八割見當のものが使用されてゐたことを證し、この立場において延喜資財帳の丈量を周尺によるものと假定して、まづこれを唐尺に改め、更に今日の曲尺（唐尺と曲尺との比を博士は〇・九七五としてゐる）に換算されたのである。これによるとその數値は左表の如くになり、現存梵鐘の實測値に比較してその差は極めて僅少となる。（註五）

	資財帳	資財帳曲尺換算値	實測値	差
高さ	五尺四寸	四尺二寸一分	四尺一寸五分	六分
口徑	三尺五寸	二尺七寸三分	二尺七寸八分	五分
厚さ	三寸	二寸三分	二寸	三分

（實測數値は伊東博士測定のもの）

れを認定せざるを得ないであらう。従つて現存梵鐘が延喜資財帳所收の梵鐘に外ならないことは、ほとんど確定的となつたのである。

以上二博士の論文は、ともかくこの問題に關して一應の解決を與へたものといふことができるし、以後これについて重ねて論ぜられることもなかつたのであるが、しかし、想ふにこの問題は、延喜資財帳勘録の當時、その他の物件についても周尺が一般に使用されてゐたことが證明せられない限り、未だ充全なる證據を備へてゐるとは言ひ難いの

博士は、これら分單位の差異は測定の際生じたものと解してよからうと述べられてゐるが、事實、端數はすべて切捨るといふ些細に拘泥しない資財帳の測定數値を考慮するとき、兩者が一致してゐるといふことは、こ

である。

そこで、延喜資財帳記載のものの中で、他にも周尺の使用例があるかどうかを現存の遺物と比較して究めて見なければならぬのであるが、何分にも當寺において延喜の頃から遺存してゐるものとしては、この銅鐘以外には、不空羅索觀音塑像殘片、本寺創建の際顔料を破いたと傳へられる石製碾磑一個、其他伽藍の礎石、瓦磚類を見得るに過ぎず、このうち不空羅索像殘片、及び瓦磚類は比較の對象となり得ないし、石製碾磑は資財帳にその記載がなく、残るのは伽藍礎石のみということになる。この礎石の實測値と、延喜資財帳記載の伽藍の規矩との比率から延喜尺を算定することは、すでに鏡山猛氏がこれを試みられてゐるが、(註)講堂の場合その現行の曲尺相當値は桁行九寸八分六厘一毛、梁間九寸八分八厘で平均九寸八分七厘強となり、その數値は周尺のそれに遠く、むしろその使用尺は唐尺の一種と見るべきものであらうといふ結論である。

もとより伽藍の規矩に周尺を使用するといふ推定自體が我國では無理であるかも知れないが（朝鮮にはこの例があるとのことである）、少くともこれによつて延喜資財帳記載の數値全部が周尺によるものではないといふことは言へるわけである。従つて現在では、延喜資財帳記載の梵鐘の法量が、足立博士の考證の如く、周尺によるものであることを認めるとしても、資財帳勘録當時、その他の物件にも一般に周尺が使用されてゐたといふことが直ちに言へない以上、ここに問題として、何故に梵鐘についてのみその記載に周尺が使用されたかという疑問が残るわけであり、何等かの新史料が発見せられない限り、この使用尺の問題の充全な解決は、早急には望み難いと言はなければならぬ。しかし、足立博士の考證によつて、現存梵鐘が延喜資財帳記載の梵鐘と一致することは、一應疑い得ない所とすべきであらう。



次の問題は、現存梵鐘がかつて太宰府安樂寺にあつたということであるが、この事實は、現存梵鐘がその丈量の點から延喜資帳所載の梵鐘に一致することが殆ど疑い得なくなつた今日、もはやその意義は薄れたと言はなければならぬが、しかし古鐘の歴史の一齣として、その経過を一應記述してみることにする。

この問題を最初に提出せられたのは足立康博士であるが、その論旨の概要を述べれば、(註七)「筑前國續風土記」の觀世音寺の條に、

此寺の鐘樓にありし鐘、近世安樂寺の鐘となり、今にかの所にありて此寺にはなし。菅公の詩に觀音寺唯聞鐘聲、と作らせ給ひしも、此かねの事なるべし。

とあるからして、とにかくこれによつて元祿、寶永のころ觀世音寺鐘樓には梵鐘がなく、それと稱される鐘が安樂寺にあつたことが知られる。その後安樂寺の鐘は觀世音寺に移されたのであるが、觀世音寺と安樂寺との關係を考へるとき、この事實はさまざま不審ではないから、本梵鐘を觀世音寺以外の寺のものではないかと強いて疑う必要もないであらう。續風土記の文面もまたこれを裏書してゐる、というのである。その所説は幾分詳細を缺く憾なしとしないが、全體として正鵠を得たものであることはいふまでもない。

次いでこの事實については、中山平次郎博士が簡単に、本寺梵鐘の安樂寺に移される際に作成された觀世音寺宛の預り證が明治初年梵鐘返還の時まで寺に傳はつてゐたらしい、と言及されてゐるが、(註九)それ以外にはこれに觸れたものを絶えて見ないのである。それ故、いまこの事實の經緯について知見し得たところをここに補足して置くこととする。

「筑前國續風土記」に見へる安樂寺と觀世音寺との關係は地理的にも非常に深いものがあるから、足立博士の言は

れる如く、兩者間に梵鐘貸借の關係を生じたとしてもとりたてて不審はないわけである。ただその時期如何の問題、及び傳來の什寶である梵鐘轉移の理由について今回見得た文書を基礎として考へて見るとき、或る程度の推定が可能である様に思はれる。

由來この梵鐘に關する直接の史料としては、菅公が流謫の間に詠じた不出門の詩、(註七)次いで延喜五年の觀世音寺資財帳の記事、更に降つて具原益軒の筑前國續風土記の記述があるにすぎないのであり、中山博士の言及された預り證文の如きは極めて重要な史料たるべきものであるが、寺家において種々探索したが發見し得ず、その内容不明のままに或は再びこれを實見し得る機會を失うのではないかとも思はれるのである。ただ今回我々が見得た史料は元文三年(二七三八)七月、觀世音寺が上司に、安樂寺よりの梵鐘返還の斡旋方を依頼した次の如き文書の寫しである。

一、當寺之鐘著 天竺祇蘭精舍より百

濟國ニ渡り同帝天智帝江 産貢ス

天智帝觀世音寺江 右之鐘石之獅

子貳つ御寄附日本無隱名鐘菅君

薩天釋其外詩歌にも被書載候當

寺大破ニおよひ大切成寶物斗ニ御座候

故當分宰府江 預ケ申様ニ被仰付候右之

鐘八大竜王面青龍王面赤龍王面

鋒小野道風筆之額預ケ置申候元祿

筑紫觀世音寺の梵鐘

筑紫觀世音寺の梵鐘

一四二

元年ニ御返シ被下候様ニ御願申上候處ニ

三右衛門殿彦兵衛殿被遣御詮儀彌觀世

音寺寶物無紛候間御返シ可被下候由

御當職彦兵衛殿より被仰渡故鐘

之外者不殘受取申候其後勘左衛門殿より被

仰渡ハ鐘も一同ニ御返シ可被成候得共宰府江

替リ被遣候迄者相待居申様ニ被仰付今

以宰府江殘リ居申候大切成寶物之鐘ニ

御座候間御返シ可被下候尤其節大鳥居

信兼西村金右衛門殿兩所より之手紙之寫

別紙指上ケ申候事

(中略)

元文三年七月 觀世音寺

琳應

(下略)

これによれば、梵鐘とともに安樂寺に移されたものに、龍王面三、鋒、及び小野道風筆の額などがあり、梵鐘以外  
のものは元禄初年にすでに觀世音寺に返却されたことがわかる。同時に、梵鐘に關してはこの文獻によつて次の事實

を初めて知り得る。

一、この梵鐘貸與の一件は、元祿元年（一六八八）以前のいづれかの時期において起つたこと。

二、當寺大破に及んだため、太宰府に預ける様にとの上司の要請によつてこのことがなされたこと。

三、數度の返還懇請にもかかはらず、元文三年現在なを梵鐘の復歸を見てゐないこと、などである。

それではこの梵鐘の安樂寺への移轉の時期の上限をいづれに置くべきかの問題が起つて來るが、傳來の重寶である梵鐘が、寺院の廢絶をまたずして他に移るといふには、單に堂宇の大破といふ理由を越えて、觀世音寺といふ古刹がたどつた寺運の隆頽盛衰の事情を無視しては推測し得ない。

想うに、平安の昔、菅公の詠じた鐘が本梵鐘であることは、その時期が延喜資財帳の成立に先立つ數年であることよりして當然であり、その後康平、康治と重なる回祿にも梵鐘は損失を免れたのであるが、これら二度の火災によつて、さすが宏壯華麗の名刹も、もはや舊觀を留めないといふ状態に陥つてしまつたのである。しかしながら、よし、これらの時期にをいて、その堂塔伽藍が古記に傳ふる如く往昔の十分の一に満たないものになり終つたにしても、天平以來の食封、墾田等に源を汲む本寺の寺領は、なほ西國諸寺の遠く及ぶところではなかつたのであり、寺觀もやや整つてゐたものの如く、その勢威のほどは、時の關白秀吉の九州下向の際、當寺の別當が、秀吉に車上にて應接したため、その不敬を問はれ、寺領を沒收せられたといふ事（註）の裡にもこれをうかがふことが出来るのである。即ちこの寺領沒收といふ事件以前の時期にをいては梵鐘移轉を想定すべき積極的な契機を何等見出し得ないのである。想うにこの寺領沒收といふことは觀世音寺にとつての最大の痛手であつたに違ひなく、これを境にして當寺の本格的衰頽が始まるのである。しかしなを當時は小なりといへども伽藍は嚴存してゐたのであり、また鎮西第一の名刹といふ威信から

も、この事件を近因として梵鐘轉移のことがあつたとは、直ちには考へられないのである。

かくして最後に残されるのは、これより約三十年を経た寛永七年（一六三〇）の大風の災である。これによつて觀世音寺はわづかに残された伽藍も顛覆せられ、祀るに堂宇なく、再興の資を求むべき寺領もなく、損壞を免れ得た佛像も雨露にさらされ腐朽に委せられるより外ないといふ非運の極に置かれたのである。梵鐘轉移の上限はまさにこの時期でなければならぬ。この時すでに、梵鐘は事實上その存在の理由を喪失してゐるのである。即ちこの寛永七年（一六三〇）より、元祿元年（一六八八）の再興に到る六十年未滿の間のいづれかの時期において、この梵鐘が安樂寺の祭祀の具として觀世音寺を離れたものであらうといふことは、單なる推測に止まるとは思はれない。すでに觀世音寺再興ならんとする元祿初年には、早速これが復歸を懇請するといふ前記の史實も、これを裏書してゐると思ふ。

さて、安樂寺轉移後の梵鐘の消息についても、從來所論を見ないのであるが、先年までかの梵鐘の預り證文が觀世音寺に傳つてゐたといふことが示す如く、明治の初年に到るまで遂に本梵鐘の觀世音寺復歸を見ることが出来なかつたのである。この間約百八十年の空隙を充たす史料としては、前出の筑前國續風土記の記述があり、それによつて元祿末から寶永の頃には鐘がなほ安樂寺にあつた事實を知り得るし、今一つは、先述せる元文三年の文書であつて、これによつて當時梵鐘がなほ太宰府安樂寺に所在してゐたことを知るのである。以後年移つて明治にいたり、はじめてこの梵鐘は觀世音寺に歸つて來るのであるが、この次第については明治九年二月、現住石田琳樹氏の師父琳泉氏の時、その友人韶舜といふ人の書き留めたものが、現在懸幅として保存されてをり、それによれば、當時廢佛毀釋の風潮拭ひ難く、本梵鐘も危く亡失せられんとしたのを、辛うじて復歸せしめ得た意味のことが記されてゐる。

以上をもつて本梵鐘のたどりし傳歴の大體を觀得たかと思ふ。

## 二 構造

伊東忠太博士にはじまり、高橋健自博士、香取秀眞氏、坪井良平氏などによつて受け継がれた梵鐘研究の結果として、現在我國に傳はる梵鐘の中（朝鮮鐘、支那鐘などを除く和鐘の意）、奈良時代の製作にかかるものとして、有銘鐘三、無銘鐘十一、計十四口が擧げられてゐる。以下觀世音寺鐘について記述するに際して、これら同時代の梵鐘に言及し、比較考察の材料とすること屢であるが故に、豫めここに奈良時代鐘とされてゐるものを列擧し、その法量を表にして掲げて置くこととする。（註十一）

### 有銘鐘

妙心寺鐘 京都市右京區花園妙心寺町

興福寺鐘 奈良市登大路町

織田神社鐘 福井縣丹生郡織田村

### 無銘鐘

觀世音寺鐘 福岡縣筑紫郡水城村

當麻寺鐘 奈良縣北葛城郡當麻村

大峰山本堂鐘 奈良縣吉野郡山上村

法隆寺西院鐘 奈良縣生駒郡法隆寺村

新薬師寺鐘 奈良市高畑井ノ上町

筑紫觀世音寺の梵鐘

筑紫觀世音寺の梵鐘

函 城 寺 鐘  
東 大 寺 鐘  
大津市別所  
奈良市雜司町

所 在	龍 頭	笠 形	鐘 身	口 徑	厚 さ	乳 配 列		鐘身に對する 撞座高比%
						段	列	
妙 心 寺	0.916	0.13	3.93	2.84	0.175	4	7	40.6
興 福 寺	0.85	0.275	3.84	3.00	0.29	4	8	37.8
綾 田 神 社	(現存部) 0.455	0.23	2.94	2.52	0.185	3	5	41.2
觀 世 音 寺	1.17	0.185	3.89	2.845	0.18	4	7	41.9
富 麻 寺	0.88	0.265	3.90	2.83	0.18	3	5	31.2
大 峯 山 本 堂		0.30	3.10	2.28	0.20	4	4	32.9
法 隆 寺 西 院	1.26	0.386	4.62	3.90	0.42	4	7	35.3
新 藥 師 寺	0.75	0.43	4.54	3.44	0.21	4	8	36.8
園 城 寺	1.11	0.31	5.11	4.10	0.35	5	7	33.5
東 大 寺	(現存部) 2.20			9.13	0.80	4	9	
藥 師 寺	(現存部) 1.075	0.29	5.20	4.34	0.37	4	7	41.3
法 隆 寺 東 院	1.00	0.31	4.02	3.47	0.28	3	7	34.8
東 福 寺	(缺失)	0.475	4.675	3.30	0.28	4	8	42.5
眞 禪 院	1.08	0.13	4.31	3.35	0.31	4	6	33.2

藥師寺鐘

奈良市西ノ京

法隆寺東院鐘

奈良縣生駒郡法隆寺村

東福寺鐘

京都市東山區本町十五丁目

眞禪院鐘

岐阜縣不破郡宮代町

觀世音寺鐘の製作年代を奈良時代とすることについては後に項を改めて考察することとするが、とにかく觀世音寺鐘は、様式上、奈良時代鐘に屬するものであり、その記述に際しては、従つて他の奈良時代鐘を比較の材料とすべきこと勿論であるが、殊に京都妙心寺鐘は、その丈量の酷似することから屢々問題にされて來たものであり、本稿においても兩鐘の比較研究には特に精密を期したつもりである。

龍頭 龍頭といふのは便宜的な俗稱であつて、本來は蒲牢と呼ぶべきものであるが、ここでは通稱に従つて龍頭と呼ぶことにする。觀世音寺鐘の龍頭は(圖版一、二)、高さ一尺一寸七分、妙心鐘より約二寸五分高く、鐘身に比して非常に大型でありその鐘身高に對する高さの比は、奈良鐘中もつとも大なるもののやうである。その幅も、法隆寺西院鐘の如き例外的に巨大なものには及ばないとしても、その高さを支えるに充分な廣さをもつてゐて、雄大な容姿を示してゐる。

その形式は、雙龍が互に相背いて、その口唇の部分で笠形を嚙み、その頸部が中央で繋つて鐘を釣るための環鈎を形成してゐる。その繋つた頸部の上に三枚の複瓣反花よりなる蓮華座を置き、座上に二重圓圈にかこまれた寶珠を安置し、この寶珠を圍んで著しく様式化した火焰が渦卷いて、上部で尖端を形成してゐる。

もともと奈良時代鐘はその製作手法が極めて自由であり、鑄造者がそれぞれ何等の軌範傳統に煩はされることなく獨歩の境地を拓いてゐるものであるが、その中において、龍頭に關しては少くとも、奈良鐘龍頭の主流をなす如き一



つ系統が自づから形成されてゐる。即ち、坪井良平氏などの夙に指摘されてゐる(註十三)、興福寺鐘、新薬師寺鐘、妙心寺鐘、眞禪院鐘などの龍頭の系統がそれであつて、觀世音寺鐘の龍頭もまたその意匠の處理においてこの系統に屬するものであり、もつて奈良鐘龍頭の基準をなしてゐるものといふことが出来る。

もちろん、同一系統に屬するとはいへ、細部において各々小異を見せてゐることは言ふまでもなく、その中にあつて觀世音寺鐘龍頭は、殊にその意匠處理の手法において、またその容姿において最も秀拔なる趣きを見せてゐるものと言はなければならぬ。雙龍は鬚髯を蓄へた巨大な口唇を開いて笠形を嚙み、上下唇ともに牙齒を現はし、鼻には鼻翼をつけ、眼は眼球と眼窠を二重に表現し、耳をも簡潔に現はしてゐる。額には角を備へるが、後世の枝をもつた鹿角の如きものではなく、尖端は圓く外方に曲つてをり、その上部に末端を捲轉させた美事な鬘を聳ててゐるのである。この口唇にはじまり、上へ上へと反轉して火焰へと伸びて行く盛上るやうな力感と量感は、全く他鐘の追隨を許さないものである。寶珠を安ずる蓮瓣も、まことに素朴な無雜作なものであるが、その重厚さは充分に奈良時代の蓮瓣の趣きを備へてゐる。

一般に、奈良鐘の龍頭の様式が著しく裝飾的であるといふ特徴をもつてゐるのに反して、後世のものは克明な寫象性に禍されて、極めて猙獰な相貌を呈するに至るのである。即ち奈良鐘の龍頭がまさに蒲牢と呼ぶに相應しい一種清高なる獸頭を形成するに對して、後世の龍頭はその本を忘れて形骸の眞迫にのみ急であるため、やがて眞の龍首に變じてしまふのである。

またこの龍頭について注意すべきことは、細部の手法において著しく左右の均齊を缺いてゐることであつて、ここにもまた一つの時代色が現はれてゐる。無論このことは後世の梵鐘にも見得ることであるが、それらが故意に左右相

稱を破るか、乃至は技術の拙劣さに原因するに反し、奈良鐘においてはこれが全く無關心に由來してゐるのである。例へば當麻寺鐘及び織田神社鐘の撞座において、二個の撞座の連瓣が互にその數を異にしてゐるのと同斷であり、この時代の鑄造者の全く些細に拘泥しない製作態度を物語るものと言ふことが出来るであらう。

なほ、今一つ見逃せないのは、龍頭の方向と撞座の位置との關係である。即ち後世の梵鐘は上から俯瞰した場合、二箇の撞座が龍頭の長軸線の延長上にあるのに對し、この鐘に於ては寫眞に見る如く、撞座の位置は龍頭の平面の方向に一致するのであり、これもまたこの鐘の製作年代の古きことを示してゐる。この事實は伊東忠太博士の指摘されたものであり、(註四)今では前者を新式、後者を古式と呼んで梵鐘の時代決定の一指針としてゐるのである。この古式の鐘は平安後半から鎌倉初期までにはなほ往々にして見られるが、鎌倉中期以後はほとんどその影を失うものであり、同時に、新式の鐘は平安中期、宇治平等院鐘をその初出とするもの様である。なほ平安初期の龍頭は、雙龍の頸部の上に直ちに寶珠を置き、その寶珠と上部の火焰の間が透彫になることが屢々あるが、この點においても本鐘の龍頭は平安初期以前に溯る形式をもつてゐる。

最後に本梵鐘の龍頭に關して今一つ附加すべきことは、雙龍の頸部の接合する部分に、人面の如き裝飾が見られることである(圖版二)。從來これについて誰も記述するところがなかつたのは、梵鐘が樓上に懸つてゐて、一時にその全貌を見ることが出来なかつたためであらうと思はれるが、その頸部の中央上方には一種判別し難き葉形のもの有三枚あつて、さながら鼻翼を備へた鼻の如きかたちを形成し、左右の二枚は各々上部に流れ、灣曲翻轉して頸部に消えてゐるが、この灣曲せる弧狀の部分は二重となつて、恰も眼瞼の如き効果を見せてゐる。加うるに中央部より稍、下方に頸部の曲線に略、一致した雄勁なる一線が引かれてをり、固く結んだ口を想はせるものがある。

これらの裝飾は單に雙龍の頸部の表現としては、いふまでもなく餘りにも不適切であり、殊更にこの様な紛らはしき性格のものを一點に集中するといふことについての積極的な理由が全く認め難いのである。例へば上部の葉形の如きも、一見その上方にある寶珠を安じた蓮瓣と何かの關聯があるかの様であるが、その蓮瓣の處理は、この場合明らかにその復瓣三枚のみでもつて完結してゐるのであつて、下の葉形から判然と獨立してゐる。一般にこの部分は、龍身を表すために一面に鱗片をもつて覆はれることが多いのであり、ここに人面に相當する模様が描かれてゐるといふことについては、單なる偶然的効果といふことを超えてゐると判斷せざるを得ないのである。果してそうであるとすれば、この事實はいかなる理由によるのであらうか。

今この問題に對して完好の解答を與へることは困難であるかも知れないが、しかし、この梵鐘におけると同様に龍頭内に人面（獸面）を表現することは、遠く支那古銅器にその源流を尋ね得るのである。即ち、博古圖錄等所載の古銅器の中には（圖版三、四）、まさに和鐘の龍頭に相當する個所に明瞭に人面（獸面）を刻んでゐる例が見られるのであつて、この様な事例から推せば觀世音寺鐘の人面相當の模様も、その源を支那古銅器に汲むものといつて差支ないであらう。このことは梵鐘そのものがすでに支那古銅器の影響下に成立したものである以上、有り得べきことと言はなければならぬ。加うるにこの觀世音寺鐘は、從來すでに新羅藝術と脈絡あることが指摘せられ、奈良鐘中でも外來文化の影響を受くること多きもの一つである點より考へれば、この事實も一段とその重要性をもつものと言はなければならぬ。

笠形 龍頭の下方にあつて、鐘身の上蓋にあたる部分を指し、その形狀から「笠形」もしくは「饅頭形」と呼ばれるが、本鐘の笠形は高さ一寸八分五厘で、妙心寺鐘の一寸三分に比し稍、その差が大きい。まづその周邊の、丁度

鐘身の厚みに當る所に幅一寸三分のほとんど水平に近い一帯があり、その内側から緩やかな勾配で龍頭下際に昇つてゆくが、その形式は饅頭形といふより笠形と名づくるに相應しいものである。

この笠形において注目すべきことは、その中に笠形周縁と同心圓の紐による圈線がほどこされてゐることである。これは奈良時代鐘の中では、當麻寺鐘が紐に代る顯著な段をもつて笠形をめぐらせてゐるのを唯一の例外として、それ以外のすべての奈良鐘に施されてゐるところであつて、その後は平安鐘に往々見受けるのと、鎌倉初期のものに僅かにその跡をとどめる程度で、それ以後絶えて見ることの出来ないものであり、これもまた觀世音寺鐘の年代推定の基準の一つをなすものである。

この圈線は、稀には眞禪院鐘の如く一條の紐によることもあるが、普通は二條の紐を一組として笠形を上下の二段に區劃するものであるが、時としては妙心寺鐘、興福寺鐘、東大寺鐘などの如く、その圈線が二個所にあつて、笠形を三段に分つこともある。ところでこの觀世音寺鐘の場合は、笠形周縁より約三寸のところに、二條を一組とした圈線があつて、從來これのみが指摘されて來たが、今回の調査によつて、それより更に上方に一條の紐が施され、先の二條一組の紐とともに、以て笠形を三段に分つてゐることがわかつた。その場所は、笠形下邊より漸次上昇したつた斜面が中心附近において水平に移らんとする丁度その稜線に當つてゐるが、そのことと、今一つはその紐が雙龍の口唇によつて兩側に分斷されてゐることとのために、從來この紐が見落されたのであらうと思はれるが、もちろんこの紐は鑄造技術上自づから生じたといふ如き種類のものではなく、當時の工人が意識的に鑄型上にたどつた圈線とみなすべきものである。

鐘身 鐘身は高さ三尺八寸九分、口径（外径）二尺八寸四分五厘で、口径に對する高さの比は、口径を百とすれば

ば高さは百三十七となり、奈良鐘の中では東福寺鐘、妙心寺鐘、當麻寺鐘などと共に高率を示すもの一つであり、一般にこの時代の鐘が幅廣く雄偉の感を呈する中にあつて、丈高く一種高雅なる氣韻を藏するものである。また（圖版十一参照）、鐘身上徑は一尺九寸六分であり、口邊に比してその徑を小ならしめてゐるために、鐘の容姿は鐘身の上半において非常に瘦身となり、下部に重厚の趣きを與へてゐるが、これに對應さすべく、前述のごとく雄大なる龍頭を配して全體の均衡を得さしめてゐる。

鐘身外面には所謂「袈裟摺」があり、縦横の紐によつて上帯、中帯、下帯、縦帯、乳の間、池の間、草の間などの區劃が作られてゐるが、裝飾としては、乳、撞座の蓮華文、上下帯の唐草文が施されてゐるのみで、極めて簡素な意匠である。鐘身下端の「駒の爪」は、單に大小二本の紐から出來てゐるのみで、鎌倉以降の鐘に見られる如き、その名に相應しい肥厚したものとは全く異つて、製作年代の古さを語つてゐる。この駒の爪に對應するものとして鐘身の上端にも大小二本の紐が繞らされてゐるが、これらの内側と、袈裟摺の上下端とに各々二本一組の紐をめぐらし、それらに圍まれて上帯及び下帯が作られてをり、兩帯とも唐草の連続文様を容れてゐる。（註十五）

上帯には（圖版五）、二個の撞座をつなぐ直線と直角の方向にある縦帯の一方の上部にあたる所に忍冬文の正形があり（圖版五の中央よりやや左）、これを起點として唐草は左右に流れるのである。（以下便宜上、上帯唐草の正形忍冬文のある面を、この鐘の正面と呼ぶこととする）。ところが左の流れる鐘身の四分の三以上を繞つた部位において右流れの唐草に合し、そこで終點を形成してゐるのであつて（圖版五の右端近く）、このやうな無造作な手法は後世の工人の作には到底見られるものではない。

また下帯の唐草は（圖版六）、流麗な片流れの連続文であり、忍冬文の正形に近いものから右へのみ流れ出て、次の

忍冬文正形へ移る、といふ單位十四個の繰返しからなつてゐるが、各單位の長さは圓周の全長を等分に配分せず、小は五寸から大は七寸五分にいたる任意の長さで配列されてゐる。今假りに本鐘の正面から圓周を二等分にしてみれば、向つて右の半圓周に現れる唐草の單位の中には著しく短小のものが見られ、その單位數も左の半圓周に比して約二個を増してゐる。上帯と下帯の文様構成におけるこれら二つの事實はまた、當麻寺鐘上帯の鋸齒文が終點と思はれるあたりで忿激に小形となつて、そのまとまりをつけてゐると、その精神を同じくするものであつて、ともに上代工人の驚くべき放膽さを示すものといふことが出来る。

なほ、坪井良平氏の指摘される所によれば、上帯の文様は鎌倉以降の鐘では多くの場合飛雲文であり、下帯唐草文には、平安後期以後獨立文が現れ、しかも鎌倉時代の鐘では連續文の方がむしろ稀となるといふことであるが、本梵鐘の場合は上下帯ともに忍冬唐草の連續文を容れてをり、ここにも些少なから年代考定の示唆が與へられてゐる。しかし、もちろん重要なのは、忍冬唐草自體の性質、形式であり、觀世音寺鐘の唐草のもつその細勁なる曲線は、到底後世の脆弱なる唐草のそれではなく、明らかに平安以前に溯る強靱さを備へてゐる。この上下帯の文様も、先の龍頭及び笠形とともに京都妙心寺鐘との差の稍、大きいものである（圖版七、八）。もとよりその全體としての造形において は兩者互に相通するものであるが、彼の唐草が繊細優雅の趣致を現すに對して、此れは一種獨特の硬さをもつた、いはば秀麗とも稱すべき形式を現してゐる。この細勁にして而も非常に疾い流れを見せる曲線は、我國において獨自の展開を遂げ來つた當時の唐草とは餘程その性格を異にするものであり、坪井氏などの言はれる如く、これは明らかに新羅藝術に脈絡あることをば想はせるものである。

しかも仔細に檢すれば、この上下帯二つの唐草文様は、更に互いにその形式感情を著しく異にしてゐる。即ち、上

帯の唐草文は明らかに西方傳來の忍冬唐草であるが、下帯の唐草文はこれに對して極めて異質的である。その各々のパルメツトから右へ流れる三本の線の發する感情は、必ずしも植物性のもではなく、殊に最上部の曲線に見られる不自然さと、その尖端における反轉の鋭さの中には、むしろ漢代以來の傳統を引く流雲文の影響が看取されるのであり、先述の龍頭における獸面の形成とともに、この梵鐘の性格をいよいよ奇古にして複雑なものにしてゐる。

更に鐘身についての考察を進むれば、上帯と下帯との間には、兩側を二條一組の紐によつて區劃し、中央に一條の紐を通した縦帯があり、鐘身を四等分してゐるが、一般の鐘と同様に、このうち二帯は龍頭の長軸線上にその中心をもち、他の二帯はこれらと直角の、龍頭平面の方向に配されてをり、後の二帯が中帯と交はる個所に撞座を備へてゐる。中帯は兩側を二條一組の紐によつて區劃し、中に三條一組の紐を施すが、その中心の一條は大形である。この中帯と下帯の間が「草の間」であるが、更に中帯の上、上帯との間には同じく二條一組の界線が走つて「乳の間」と「池の間」を構成してゐる。

乳の間には、區劃内に四段七列の二十八個、四區合計百十二個の乳が配列されてゐるが、現在この中十九個を缺失し、五個に大なる損傷を見る。この乳の四段七列といふ配列數は、奈良鐘中では妙心寺鐘、藥師寺鐘、法隆寺西院鐘などにその例を見ることが出来るが、奈良鐘はわづか十四口ながら乳の組合せには八種類を見せてをり、平安後期以降のものが四段四列を壓倒的多數とし、また江戸時代鐘が多く百八ツの乳を數へると比較すれば、その配列法は極めて自由であり、何等規矩に煩はされるところがない。本鐘の乳の形狀は、上半が寶珠形をなし、その下部にわづかなくびれをもつて下半の頸部につながり、古鐘としては驚くべき複雑な形狀を示してゐて、乳のみを見ればその年代の遙かに降るかを思はしめるものであるが、各個は非常に無造作な不均整な手法に成つてをり、後世の整然たるものに

比して、やはりこの時代工人の製作態度に通ずるものである。奈良鐘中には、この複雑な形状の乳をもつものが割合に多く、妙心寺鐘はもちろん、東大寺鐘、東福寺鐘もこれに屬し、眞禪院鐘も甚だ不規則ではあるが、やはりこの系統に従ふものとされ、薬師寺鐘（現在乳脱落）も恐らく同じ形状の乳であつたらうといはれてゐる。なほ平安朝初期の鐘（稀には後期にも）には乳の間の内部に今一つ區劃を造ることが尠くないが、奈良鐘ではこの例絶無である。

次に池の間は、平安以降において屢、銘文が鑄込まれる部分であるが、奈良鐘では一口としてここに銘文を持つものがなく、また草の間は、室町以降ここに唐草を配することが多いのであるが、この觀世寺鐘では池の間、草の間にも素文で、何等の裝飾も施されてゐない。

本鐘の撞座は直徑五寸六分で、その意匠は、一般と同じく正面形の蓮華文様をもつて作られてゐる（圖版九）。撞座において最も注意すべきことはその位置であり、古鐘ほど撞座の位置が高く、時代が降るに従つてその位置は次第に低くなる。この事實も伊東博士の發見にかゝるものであり、（詳十〇）梵鐘の年代を判別する顯著な規準となるものであるが、本鐘の撞座の位置は、その中心が、鐘身下端より一尺六寸三分の所にあつて、鐘身の高さを百とする比を出せば四一・九％に相當し、その鐘身に對する高さの比率は、奈良鐘中においても高いものの一つに屬してゐる。

蓮華文は中房を非常に大きくし、内に十九顆の蓮子を有するが、中房の外縁には幅狀の繊細なる雄蓋を配し、その周圍に複瓣よりなる十二枚の蓮瓣を繞らした實に美事なものである。その中房を大にして、比較的小型の蓮子を多數配置する意匠は、明らかに奈良朝も白鳳に溯ることを示してをり、周圍に繞る小型の蓮瓣もまた、その漲る雄渾さにおいてこのことを物語つてをり、その豊麗なること我國梵鐘中隨一と稱しても決して過言ではない。

更に注目すべきことは、その中房の周圍に配された雄蓋であり、これに就ては從來すでに、その新羅藝術との聯關



が指摘されて來たが、事實新羅統一時代の軒先丸瓦の文様中には、この雄蓋の表現が屢々見られるのである。一般に我國上代の瓦が、推古朝においては百濟の影響をうけ、奈良朝のそれが新羅の意匠に倣つてゐるとすれば、新羅時代の丸瓦に盛んに現れる雄蓋の意匠が我國に傳へられ、次でこの撞座に使用されたとしても、それはむしろ自然の經過であらう。

いま梵鐘と古瓦についてその使用例を調べてみると、梵鐘では奈良鐘の中、その銘文から筑紫糟屋郡をその製作地とする妙心寺鐘と、本鐘の二口のみであり、平安前期のものには、これより二百年以上を距てて、奈良榮山寺にある舊深草道澄寺鐘、及び無銘ながらその様式上同じく平安前期に考定されてゐる近江石山寺鐘などに現はれ、其後平安後期にいたつて急激に増大してくる。

一方古瓦中には、奈良時代のものとして、太宰府般若廢寺、嘉穂郡大分廢寺、田川郡伊田廢寺、常陸國分寺、等の例を見得るが、平安朝前期にはほとんどその例を見ることが出來ず、平安後期、即ち藤原期に到つて激増すること梵鐘とその軌を一にしてゐる。この中、般若寺はもと觀世寺四十九院の一つであつて、本鐘との關係最も深きものであり、しかもその古瓦の年代も奈良朝初期、本寺草創の時に置かるべきものとされてゐる。次で福岡縣嘉穂郡の大分廢寺の古瓦は、關野貞博士が、その新羅の影響を示唆し、更に我國古瓦中、古今を通じて最も精美なるものと讃嘆され、その年代も奈良初期に置かれたものであるが、その雄蓋を配する古瓦中には確かに奈良盛期に溯り得る形式を備へたものが見受けられる様である。また伊田廢寺の古瓦もこの大分廢寺のものと全くその様式を同じくしてゐる。たゞ常陸國分寺出土の瓦については、石田茂作博士がその年代を奈良末期に考定せられてをり、もとより信憑すべきものであらうが、その比較的小型の中方に含まれる蓮子の數の尠いことと、蓮瓣の周圍に配される連珠文の小型少數にして

その配置の極めて疎となつてゐることなどは、この瓦の年代が奈良期も末期以前にはのぼり得ないことを示すし、更にその蓮瓣は單瓣であるが、その先端が圓形をなし、蓮瓣といふよりも菊花瓣を想はせるものとなつてしまつてをりその勢いもまた甚だ弱く、これのみを見れば、その地方作なることを考慮しても、むしろ平安時代と想定すべき程の形式を示してゐる。が、今このことは暫く措くとして、以上の諸事實より推してこの雄蕊の使用例は、奈良朝にあつては筑紫地方を以てその主流としたものの様であり、更にはこれをもつて奈良朝における筑紫地方様式の一つと考へることすら出来はしないかと思はれる。殊にこの地方は、その位置が朝鮮に最も近い地點であつてみれば、この想定も敢て不當ではあるまいと考へられる。(註十)

最後に本梵鐘は、その鐘身の下底面が水平となつてゐるが、後世のものではこれが斜面をなすものが相當に見受けられる。鐘身の下底面が傾斜するのは、平安時代京都勝林院鐘や、宇治平等院鐘において初めて現はれるのであり、それ以前の時期では本鐘におけると同様に全く見られないものである。

音響 從來梵鐘の研究は、その多くが考古學的方面と鑄造技術の方面からなされたのであるが、鐘が音を出す器具であることを考へれば、この音響に關する研究は極めて重要な意義をもつものであり、近頃この方面の研究が次第に盛んになつて來たのは當然のことであらう。この方面の研究としては青木一郎氏の詳細な論著があるが、(註十九)本稿では觀世音寺鐘の理解のために必要と思はれる事項のみを、主として同氏の論説を參考としてここに記すこととする。

鐘の材料としては稀には鐵鐘、銀鐘などの例があるが、現存古鐘のほとんどは銅と錫との合金即ち青銅から造られてをり、本鐘もまたその例に洩れるものではない(江戸以降の鐘には屢、これに少量の亜鉛が加へられるといふことである)が、現在のところ、一般に鐘の音響を決定する重要な要素としては、鐘身の厚みの分布と駒の爪の肥厚の

程度及び撞座の高さが擧げられてゐる。

現存梵鐘の一般的傾向としては古鐘ほど鐘身の肉が厚く、また上部と下部における厚味の差が少く、時代が降るにつれて、鐘身上部は薄く、下部が急激に膨れてゐる。また先述の如く、奈良鐘では駒の爪はほとんどなく、平安中期以後次第にその膨みを増して来る。更に撞座も時代が降るに従つてその位置が低くなり、同時にその附近の肉の厚味をも減じてくる。これらの原因によつて、奈良鐘、平安鐘が穩やかで美しい音色を持つに反して、年代の降るにつれて音色は悪くなり、噪音化する傾向を生ずるのである。

即ち鐘身を薄くすれば、所謂高次の上振動音が多くなり、これが打撃直後の初期雑音となつて現れ、極端に言へばパケツを叩いた時の音に近くなつて来るのである。もちろん餘りにも鐘身を厚くすれば、音は單純音に近づき、反つて餘韻を失ふ。次に駒の爪のみを肥厚させると、この部分は振動し難くなり、撞座附近の振動のみが大となるため、變態的振動を生じて音響は噪音化する。極言すれば、これは鐘身口邊の部分の振動を少くすることであり、鐘を地上に置いて鳴らすことに似てくるのである。第三に、撞座の位置が低いと鐘の支持點に對する反動が強くなるため、打撃のエネルギーの損失が大きく、また鐘自體としても變態的振動を起し易くなるのであり、青木氏は、撞座の位置を現在行はれてゐるよりは幾らか高くすることを主張されてゐる。

以上の事實から觀世音寺鐘を見れば、鐘身はかなり厚く、撞座附近においても約一寸五分の厚味を持つてをり、しかも駒の爪の膨らみはほとんどなく、まつたく上述の諸條件に適つてゐるといふことが出来る。青木氏の測定によれば、妙心寺鐘が、基本音の振動數百二十九C調であるに對し、本鐘は百十七B調であり、音の調子は稍、莊重味を帯びてゐるが、このことは觀世音寺鐘が、妙心寺鐘よりも僅かながら厚手に出來てゐる結果であらうと思はれる。噫り

は妙心寺鐘が毎秒四・五回を數へるのに對して、本鐘は十秒に四回であり、梵鐘としては毎秒二回より以下の唸りが適度のものであるとされる點から、妙心寺鐘の唸りは幾らか早過ぎるといふことである。

## 二 銘 文

奈良鐘は銘文を有するものの少いことが一つの特徴であり、十四口の中、有銘鐘は妙心寺鐘、興福寺鐘、織田神社鐘の三口のみであつて、觀世音寺鐘もまた製作當初からの銘文はない。しかし、中山博士が初めて發表せられた如く、後世刻んだものと思はれる文字が笠形の周邊に近く、兩者割合に近接して二個所と、鐘身の底面に一個所みられ(註二七)もちろんすべて陰刻である。

中山博士は笠形にある文字の中、向つて右のものを「天明七年」、左のものを「天滿宮」と判讀されてゐるが、この兩者はともに「天滿」と讀むべきものの様であり、博士が「七年」及び「宮」と解された個所は、實際には鑄肌荒れに過ぎぬものであらうと思はれる。この二つの追刻は、恐らく本梵鐘が太宰府天滿宮(安樂寺)に所在した當時に彫られた戯刻に類するものであらうと思はれる。また口邊底面の文字は、博士の言はれる如く、明らかに「上三毛」と讀まれるものであり、字體も笠形のものに比して稍、古いかとも考へられるが、この簡単な文字によつては、現在のその意味を汲みとることは困難である。

## 四 製作年代、製作地、及び鑄造者

觀世音寺鐘の製作年代は、上述の如くその細部の形式手法が、いたる所に奈良朝も初期に溯る特徴を示してゐるの

であるから、先づ様式上からいつて奈良朝に置くべきものと言ふことが出来る。また、延喜五年勳録の觀世音寺資財帳との關係から考へてみるのに、觀世音寺はその草創より延喜五年にいたる間に斷えず寺運隆盛であつたことに變りないのであるから、資財帳記載の梵鐘と本鐘とがその丈量において一致してゐるといふことは、本鐘が當寺創建當初からの傳來品であつたことをほとんど疑ふ餘地なからしめてゐるのである。更に加ふるに本鐘は、幸ひにも、我國梵鐘中最古の銘文をもつ、京都妙心寺鐘と酷似してゐて、それとの比較考察からしてもその鑄造年代を推定することが出来るのである。今その點を詳しく考察してみることとする。

上來各項において觸れて來た如く、龍頭及び笠形の高さは妙心寺鐘との差がやや大ではあるが、鐘身の高さは妙心寺の三尺九寸二分に對して三尺八寸九分で、その差は僅かに三分、口徑は妙心寺の二尺八寸四分に對して二尺八寸四分五厘で、その差はほとんどなく、また厚さは妙心寺の一寸七分五厘に對し、本鐘は狭い所で一寸七分五厘、廣い所で二寸一分を測るが一寸八分強の部位がその大部分を占めてをり、妙心寺鐘より僅かに厚手に出來てはゐる。しかし、一般に鑄型の内型はその製作が無雜作であり、この程度の差はそれほど不自然とは言へない。ともかく、これだけ大型の鐘であれば、かかる僅少の差異は、同一の木型を使用した場合でも、木型のふれや、その際の用土の牧縮の加減などから生じ得るし、また各部位において寸法の均等な鐘などまづ有り得ないのであるから、同時に實測に際しての誤差をも考慮に入れると、この兩鐘の鐘身は全く同一の木型によつて作られたものと判定して差支へないであらう。

しかもこの兩鐘は、單に以上の如く鐘身の寸法が酷似するのみでなく、袈裟摺の形式も、乳の配列も、またその形状もすべて同一であり、更にその撞座の寸法と意匠とが兩者完全に一致し、撞座の高さもまた相似たものである。加へて、鑄型の繼目が、中帯の中心線である大形の紐上を通つて撞座の上に條痕をとどめてゐることに至るまで兩者符

合するのであり、かくまで多数の類似點をもつ鐘は、同一工人の作と知られる鐘においてすらほとんど見られないのであつて、以上の諸點より推すとき、この東西遠く距つた兩鐘は、時間的にもさほどのへだたりのない時期において、恐らく同じ工房で生れた兄弟鐘であると斷じてよいであらう。

ところで妙心寺鐘は、その鐘身の内面、下端より約三尺三寸の邊から、豎に一行に次の銘文二十二字を陽文で鑄出してゐる。

戊戌年四月十三日壬寅收糟屋評造春米連廣國鑄鐘

この銘文については、すでに狩谷椋齋がその著「古京遺文」<sup>(註廿一)</sup>において、委曲を盡した説明を掲げてをり、この「戊戌年」を、その歲「四月十三日」の干支が「壬寅」に當るところから、文武天皇二年(六九八)に考定してゐる。

ところが、戊戌年四月十三日壬寅の次にある「收」といふ字について狩谷椋齋の所説が曖昧であつたのを、香取秀眞氏の注意によつて山田孝雄博士が種々考證<sup>(註廿二)</sup>し、天平十八年及び二十一年の具注曆中にこの使用例を發見したことから、「收」とは十二直、即ち俗にいふ曆中段の一であり、四月に於ける收はまさに寅の日に當り、この日が祭祀築造などに關する吉日となつてゐることを明らかにされ、この研究によつて狩谷椋齋の文武天皇二年なる年代考證を動かすべからざるものとされたのである。

次に糟屋評は、椋齋の説によれば筑前國の糟屋郡に當る。郡の字に代つて評字を使用したのは當時一般の例であるから、評造は從つて郡領と同義の言葉となるといふ。

從つてここに妙心寺鐘は、地理的に果然觀世音寺鐘に近接してくるし、共に觀世音寺にほど近い糟屋郡のいづれかの地に於て、相前後して作られたものであらうと推定されて來るのである。しかも書紀には、妙心寺鐘の製作年代に

先立つことわづか十五年の天武天皇十一年（六八三）四月に、筑紫より大鐘を獻じたことが載せられてゐるが、このやうな事例から考へても、當時この地方に鑄鐘のことがあり、しかもその技術もかなり優秀なものであつたらうと思はれるのであり、鐘銘中の糟屋評が筑紫の糟屋郡を指すことは疑ひを容れないであらうと思ふ。なほ、その工房が糟屋郡のいづれの地點であつたかについて説をなす者もあるが、その根據は未だ薄弱であり、今後の攻究に俟たなければならぬ。

次ひで春米連は氏族の名であり、日本書紀天武天皇十三年十二月に、大伴連以下春米連等五十氏が昇進して宿彌の姓を賜うたことが見へ、また大寶二年の筑前國島郡川邊里戸籍斷簡に搗米（註廿三）蘇代賣（註廿四）以下同族の名が現れてゐるなどもこれであらうが、何分にも「糟屋評造春米連廣國鑄鐘」といふ簡単な銘文によつては、これが發願者の名であるか鑄物師の名であるか判定に苦しむのである。

香取秀眞氏は廣國を鑄物師であらうと推定されて（註廿四）おり、もとより傾聽すべき説であらうが、その所説は極めて簡潔であつて、何等の典據をも示されてゐない。しかし思ふに、前記天武天皇十三年の書紀記載の事實や、「糟屋評造春米連」といふ銘文の示す所から考へて、廣國といふ人物の位階はかなり高いものであり、この鐘の發願者たるに相應しい資格を備へた人物である。もとより高階の者といへどもこれらの實技にたずさはつて不思議ではないのであるが、この廣國の場合は一應郡領といふ要職にある者と解釋される以上、これをもつて鑄物師と呼ぶのは躊躇せざるを得ない。殊に、奈良朝以降平安初期に到る間の有銘鐘にあつては、發願者の名が治工の數を遙かに上廻つてゐるし、少くとも治工名は發願者名よりも冷遇され、銘文から除外される傾向が強いやうである。このことを考へ併せると（註廿五）き、春米連廣國なる人物は、發願者名を表すものと解釋する方が寧ろ妥當ではないかと考へられるのである。即ち妙

心寺鐘はこの廣國なる人物の發願によつて、今は無名の鑄物師の手によつて作られたものと考へられ、一方觀世音寺鐘は、同寺竣工に先立つこと四十八年の文武天皇二年を距たること遠くない時期において、何人かを願主として、恐らく妙心寺鐘と同一鑄造者の手によつて製作せられたものと考へることが出来るであらう。

最後に、この觀世音寺鐘と妙心寺鐘の、いづれを兄とし、いづれを弟とすべきかといふ問題が残されてゐるが、これは嚴密詳細なる細部の比較研究に俟たなければならぬし、他日の機會を期したいと思ふ。

以上、觀世音寺の梵鐘について、從來の諸家の研究を取捨整理しつつ、我々の今回の調査研究による新見をも加へて總括的敘述を行つてきたが、ここに我々の新見を要約してみれば凡そ次の如くである。

一 延喜五年の觀世音寺資財帳に記された梵鐘の丈量は、足立康博士の説の如く、周尺による數値と考へることによつて現存鐘の丈量との合致が一應成立するのであるが、しかし、資財帳の周尺使用といふことに就いては、なほ若干の疑問の存することを指摘し、問題が完全に解決されてをらず將來に残されてゐることを示した。

二 觀世音寺の梵鐘が太宰府安樂寺に轉移された時期を、元文三年（一七三八）の文書によつて、少くとも元祿元年（一六八九）以前、恐らく寛永七年（一六三〇）以降の間と推定した。

三 龍頭において、雙龍の頸部の接合してゐる部分、蓮瓣の下方に、人面（獸面）様の裝飾の施されてゐるのを發見したが、この様な裝飾は我が國の梵鐘中極めて珍奇のものであり、中國において梵鐘が古銅器の影響下に成立した事情より考へて、この裝飾も遠く古銅器の文様に源流を汲むものであることを推定した。

四 從來、觀世音寺鐘の笠形の部分は、紐の圓圈によつて上下二段に區劃されてゐるとされてゐたのであるが、最



上段に今一つ紐の圓圈を發見して、笠形に三段の區劃あることを知つた。

五 下帶の唐草文は、從來單に忍冬唐草の連續文とされてゐたのであるが、同文様の中に異質的な要素のあることを認め、それが漢代以來の所謂流雲文の片鱗であることを指摘した。この古代中國に流を汲む要素は、龍頭における人面（獸面）の裝飾と共に、本鐘の特殊な性格を語るものであり、本鐘が妙心寺鐘と共に筑紫において鑄造されたといふ地理的關係と深い聯關があると考へられる。

六 撞座の蓮華文様において、中房の周圍に輻狀の雄蕊の意匠が見られるのは、奈良時代における筑紫地方の蓮華文に顯著な一特色ではなかつたかと想定したこと。

七 觀世音寺鐘と兄弟鐘たる妙心寺鐘の銘文において、「糟屋評造春米連廣國」を、香取眞氏は鑄造者とされてゐるのであるが、むしろ發願者と考へるべきであらうと思ふ理由を擧げた。

（昭和廿六・九・廿六）

（註一）伊東忠太博士「筑紫觀世音寺の梵鐘」建築雜誌一五〇、明治卅二年六月。同博士著「日本建築の研究、上」所收

（註二）竹内理三教授編「平安遺文」第一卷頁二四八以下參照。また「大日本佛教全書」一一七冊所收。（觀世音寺延喜資財帳は、もと東大寺に傳はり、現在東京藝術大學所藏）

（註三）足立康博士「筑紫觀世音寺梵鐘の丈量に就て」考古學雜誌第卅一卷第六號、昭和一六年。同博士著「日本彫刻史研究」所收

（註四）足立博士は、周尺の使用例として、最澄の「註無量義經」や「佛門衣服正儀編」「彌勒畫像集」などを引證してをられる。

（註五）但しここに掲げた實測數値は、龍頭を除いた鐘身と笠形の高さであるが、古來資財帳などにおける梵鐘の丈量の記載に、龍頭高を除くといふ慣習が一般に行はれてゐたかどうか、その例を詳かにしないし、今この觀世音寺延喜資財帳の數値（五尺四寸）が龍頭を含んだ全高を意味するとすれば、伊東、足立兩博士の所説は全くその根據を失ふこととなり、極めて重大

なる問題を提起するのであるが、ここでは一應兩博士の假定に従ふこととする。

また、本表の實測値は伊東博士の測定に據るものであるが、その數値は幾分嚴密さを缺いてゐる様である。即ち、高さ四尺一寸五分は實際には四尺七分五厘であり、口徑二尺七寸八分は二尺八寸四分五厘、厚さは二寸に對して一寸八分強を測るのである。従つて資財帳の曲尺換算値と、實測値の差は、高さでは一寸三分五厘、口徑では一寸一分、厚さで約五分となり博士のそれよりも稍、大となる。しかしこの程度の差異はなほその論旨を左右するほど強力なものではないと考へて差仕へないであらうから、ここではこの實測値の差を註記するにとどめておく。

(註六) 鏡山猛氏「太宰府遺蹟と條坊」(史淵第十六、十七輯、昭和十二年)

(註七) 足立博士前掲論文(註三)

(註八) 「筑前國續風土記」(益軒全集卷の四所收)の著作年代が、その自序によつて寶永六年(一七〇九)であることが知られるからこの梵鐘の安樂寺所在のことも元祿から寶永にかけてのことであらうと推定されるのである。

(註九) 中山平次郎博士「筑紫觀世音寺の梵鐘」(考古學雜誌第七卷第五號、大正五年九月)

(註十) 一從謫落就禁荆 萬死競々踟躕情  
都府樓纒看瓦色 觀音寺唯聽鐘聲

なほ道眞の流謫は延喜元年(九〇一)であり、三年にしてこの地に没してゐるから、この詩の成立もまたその間に置かれるべきである。

(註十一) このことは「筑前國續風土記」觀世音寺の條による。

(註十二) 表中の法量は諸書記載のものに従つたが、その大部分は坪井其平氏著「慶長末年以前の梵鐘」(東京考古學會學報第二册、昭和十四年)及び同「梵鐘と古文化」(古文化叢刊、昭和廿年)に據つた。

(註十三) 坪井其平氏「梵鐘」(考古學講座第三卷)、「慶長末年以前の梵鐘」(昭和十四年)、「梵鐘と古文化」(昭和廿年)。

(註十四) 伊東忠太博士「本邦梵鐘説」(日本美術十九、廿八、建築雜誌一四九)。「日本建築の研究、上」等所收)

(註十五) これらの上下帯の唐草文様は、共に従來片流れの連續文として紹介されてゐたが、上帯の唐草文様は、中山博士が前掲

論文（註九）において指摘せられた如く、片流れと稱することは誤りである。

（註十六） 伊東博士前掲論文（註十四）

（註十七） 關野貞博士「瓦」（考古學講座第四卷、昭和五年。「日本古瓦文様史」と改題して、同博士著「日本の建築と藝術、上巻」所收）。なほ石田茂作博士は「古瓦圖鑑」において大分廢寺古瓦を奈良朝末期に考定してをられるが、この古瓦は高橋健自博士蒐集のものによつてをり、その例は必ずしも適切であるとは言ひ難いと思ふ。

（註十八） 但し佛像關係では、推古時代において、法隆寺金堂釋迦三尊像光背、及びその臺座の反花蓮瓣の裏の框などに雄蓋の使用例をみるが、光背のそれは、この場合の如き輻状のものではなく、粒子を以て表現せられてをり、臺座の場合は顔料で描かれてゐるものである。しかし探索すれば他にもこの用例を見るかも知れない。

（註十九） 青木一郎氏「鐘の話」（弘文堂教養文庫、昭和廿三年）。

（註二十） 中山博士著前掲論文（註九）。

（註廿一） 「古京遺文」（日本古典全集、狩谷核齋集第九、等）。また、最近では數田嘉一郎氏がその著「日本上代金石叢考」（昭和廿四年）に「譯本古京遺文」を試みてゐる。妙心寺鐘銘については同書頁二一〇参照。

（註廿二） 山田孝雄博士「妙心寺鐘銘考」（太陽第十六卷第十六號、明治四三年。日本古典全集の狩谷核齋集第九「古京遺文」の附録に再録）。

（註廿三） 正倉院文書。竹内理三教授編「寧樂遺文」上巻、頁八六以下参照。

（註廿四） 香取秀眞氏「金文に現れたる鑄師の本貫」（考古學雜誌第廿七卷第一號、昭和十二年一月）。同氏著「金工史談」（昭和十六年）所收。

（註廿五） 日本國寶全集（第五輯、大正十二年五月）の妙心寺鐘の解説は、その製作年度文武二年を、天武二年と誤り記してゐるが、この春米連廣國については、これを發願者と解してゐるやうである。

附記 本稿は昭和廿五・廿六年度文部省科學研究費による觀世音寺調查研究の一部であり、掲載の寫眞は、我々の調査に絶えず助力された片山攝三氏の撮影にかかゝるものである。